第二十二条の二十三第七項中「第三十九条の三十九第十項第一号」を「第三十九条の三十九第六項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第八項第一号に」を「第二十七条の四第六項第一号に」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項」に、「同条第十二項第一号」を「同条第六項第一号」に、「第二十七条の四第八項第一号イ」を「第二十七条の四第六項第一号イ」に、「規定する試験研究独立行政法人」を「掲げる国立研究開発法人」に、「試験研究独立行政法人の長」を「国立研究開発法人の長」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第八項第五号」を「第二十七条の四第六項第五号」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項」に、「試験研究独立行政法人の長」を「国立研究開発法人の長」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第八項第八号」を「第二十七条の四第六項第九号」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項」に、「独立行政法人医薬基盤研究所理事長」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三十九条の三十九第十項第一号」を「第三十九条の三十九第五項第五号」に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第九項第五号」に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」を「第三十九条の三十九第五項第五号」に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）に改め、「代表者」の下に「その他これに準ずる者」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施行令第三十九条の三十九第五項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第五項第六号に規定する知的財産権（次号及び第十一項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該連結親法人又はその連結子法人が行う同条第五項第六号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第三十九条の三十九第五項第五号に規定する中小事業者等（第十一項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

四　その他参考となるべき事項

第二十二条の二十三第五項中「第三十九条の三十九第九項第五号」を「第三十九条の三十九第五項第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第三十九条の三十九第五項第五号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

第二十二条の二十四第三項中「同項第一号イ」の下に「又はロ」を加える。

第二十二条の二十九第一項中「第三十九条の四十五の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に、「第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けようとする」を「第六十八条の十五の三第一項から第三項までに規定する」に改め、「主たる事業所」の下に「。次項及び第三項において同じ。」を加え、「法第六十八条の十五の二第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる要件（同号に規定する場合に該当する場合には、同項第一号及び第二号イに掲げる要件）を満たすことが確認」を「当該連結親法人及びその連結子法人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。次項及び第三項において同じ。）の達成状況及び法第六十八条の十五の三第七項に規定する離職者がいないかどうかの確認が」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の二第一項第一号」を「第六十八条の十五の三第七項」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　施行令第三十九条の四十五の三第六項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の三第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人（当該適用に係る同項第一号に掲げる連結法人の当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日を含む連結事業年度前の各事業年度にあつては当該連結法人とし、当該適用に係る同項第二号に掲げる連結法人の同日を含む連結事業年度前の各連結事業年度にあつては当該連結法人に係る連結親法人とする。以下この項において同じ。）の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち法第六十八条の十五の三第五項第十号の地方活力向上地域に移転して整備した同号に規定する特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十二条の二十九に次の一項を加える。

5　施行令第三十九条の四十五の三第十九項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第一項及び第二項又は第一項及び第三項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十二条の七第一項及び第二項又は同条第一項及び第三項に規定する書類の写し）とする。

第二十二条の三十第一項中「認定経営革新等支援機関（」を「認定経営革新等支援機関等（」に、「「認定経営革新等支援機関」を「「認定経営革新等支援機関等」に、「が当該認定経営革新等支援機関」を「が当該認定経営革新等支援機関等」に改め、「記載した書類」の下に「（当該認定経営革新等支援機関等が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合である場合には、それぞれこれらの組合員（農業協同組合にあつては農業協同組合法第十二条第一項第三号に掲げる者を、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十八条第五項第四号に掲げる者を、森林組合にあつては他の森林組合を、それぞれ除く。）に対して交付されたものに限る。）」を加え、同項第一号及び第二号中「認定経営革新等支援機関」を「認定経営革新等支援機関等」に改め、同条第二項中「財務省令で定める書類の」を「経営改善指導助言書類の」に改める。

第二十二条の三十三の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「第三十九条の五十二第二項」を「第三十九条の五十四第二項」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条の三十七中「第三十九条の五十六第八項」を「第三十九条の五十六第九項」に、「策定し、又は作成した」を「作成し、又は策定した」に改める。

第二十二条の三十九を次のように改める。

第二十二条の三十九　削除

第二十二条の四十の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条中「第三十九条の六十二」を「第三十九条の六十二第二項」に、「次世代育成支援対策推進法第十三条の認定（当該連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する指定期間内において最初に受けるものに限る。）」を「同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定」に、「当該認定」を「これらの認定」に、「同法」を「次世代育成支援対策推進法」に改める。

第二十二条の四十二の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三十九条の六十四第四項」を「第三十九条の六十四第二項」に改め、「整備される」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第三十九条の六十四第三項」を「第三十九条の六十四第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九条の六十四第七項」を「第三十九条の六十四第五項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第六十八条の三十五第三項第二号」を「第六十八条の三十五第三項第一号」に、「第二十条の二十一第四項第一号イ」を「第二十条の二十一第四項第一号ロ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第六十八条の三十五第三項第二号」に、「第二十条の二十一第五項第三号イ」を「第二十条の二十一第四項第二号イ」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とする。